



ベルリン日本語補習授業校定款

(2010年)

第1条 (名称及び所在地)

本会は、法人登記後に登録法人(e.V.)を付記した「ベルリン日本語補習授業校」と称し、本拠地をベルリンに置く。

第2条 (会の目的)

本会は、日本国籍を有する子女、及び父母の一方が過去に日本国籍を有していたか、又は現に日本国籍者である子女に対し、在外での学力が日本における学校教育の水準に相応するように、日本語及びその他の必須教科の授業を行うよう努める。

日本語及び日本文化に関心を抱く、ベルリン在住者に対する授業は、それを行うのに必要な環境作りに向けて努力する。

第3条 (会の性格)

- (1) 正会員及び準会員は、幼児児童生徒の父母、又は父母が共に欠ける場合には子女を保護する立場にある代理者により構成される。
- (2) 本会は教育助成に基づいた税法の趣旨による公益をひとえに目標とする。
- (3) 本会は無私的活動を本分とし、自己の営利活動を第一の活動として追求しない。
- (4) 本会の資産は、本定款に定める目的にのみ使用されること得る。会員は本会の資産から出損される(寄付を受ける)ことを得ず。
- (5) 何人も本会の性格に合致しない目的の支出や過度の報酬によって優遇されることを得ず。
- (6) 本会の役員は名誉職とする。

第4条 (会員)

本会の会員は、自然人及び法人で、会の目的推進に賛同する者を以て構成する。

会員には、名誉会員、正会員、準会員及び賛助会員がある。

第5条 (入会)

正会員、準会員または賛助会員としての入会は、運営委員会に書面を以て届け出る。

名誉会員は、運営委員会の提議に基づき総会が指名する。

第6条 (会員資格の喪失)

会員は、a)退会 b)死亡 c)除名により資格を失う。

退会は運営委員会に書面を以て通告する。

故意に会の目的に違反する行為を行った会員、又は会の名誉を傷つける行為を行った会員は、定例総会あるいは臨時総会において、出席正会員の3分の2以上の賛成に基づき除名されることがある。但し、事前に弁明の機会が与えられる。除名は運営委員会からの書面による通達受領を以て効力を発する。

第7条（会費）

本補習校は会員制の組織であり、正会員、賛助会員及び準会員は、入会の際、入会金を納め、規定の月額会費を納入する。
保護者は教科書等の実費を負担する場合がある。
生活保護受給者には申請があれば会費を半額免除する。
会費の変更は総会で承認されなければならない。
会費額は”学校要覧”に記載
法人の賛助会員については、会費を当該月初めに納入するものとする。

第8条（会の機関）

本会機関は、(1)運営委員会 (2)総会 とする。

第9条（運営委員会）

運営委員会は、正会員及び3名を限度とする賛助会員(自然人)、もしくは大使館からの代表者からなる6名以上12名以下の運営委員によって構成される。

運営委員は、定期総会あるいは臨時総会により選出され、任期を次の定例総会における免責までとする。再選を防げない。

運営委員は、互選により運営委員長、副運営委員長、財務委員ほか必要な委員を選出する。

本会の代表行為は、法廷の内外を問わず運営委員長又は副運営委員長の何れかを含む2名の運営委員が行う。

運営委員会は、総会の要議決定事項として明記されている事項を除き、会の運営に必要な全ての事項を、別途定める運営規則に従い決定し、また総会の決定事項を執行する。
運営委員会の定足数は運営委員の3分の2とし、議決には出席運営委員の過半数の賛成を要する。

運営委員に欠員が生じた場合は、運営委員会は臨時総会の決議によりこれを補充することができる。また、事業年度途中での運営委員の増員は3名を超えない範囲で臨時総会の決議により、これができる。

運営委員会は、臨時総会において出席総会員の3分の2の賛成により不信任とされることがある。不信任が議決された場合、事業年度途中であっても運営委員会は解散され、新たな運営委員が選出される。

運営委員辞職は本人の申し出により、正会員の過半数の署名あるいは、臨時総会における出席正会員の過半数の賛成が得られれば承認される。

第10条（総会）

定例総会は、年1回、事業年度(第13条)の終了から3ヶ月以内に招集される。

運営委員会は必要に応じて臨時総会を招集できる。

運営委員会は、正会員の3分の1以上の多数による書面による要請が提出されれば、臨時総会を招集しなければならない。

総会招集は、運営委員会から全会員に対し、議決すべき議題を明記した書面を以て、総会の1週間前までに送達されねばならない。

事前予告期間は、招集文書の発送された次の日から起算する。

総会の定足数は、正会員数の3分の1とする。

出席出来ない正会員は、出席する正会員に書面で委任できる。同出席会員は他の正会員により最高2名を限度として委任を受けることが出来る。

総会においては、正会員の中から議長及び副議長を1名選出する。

次の事項は総会においてのみ議決される。

- (1) 年次事業報告
- (2) 事業年度の決算報告
- (3) 運営委員会の免責
- (4) 会計監査役の免責
- (5) 運営委員の選出
- (6) 会計監査役の選出
- (7) 新年度予算案
- (8) 定款改正
- (9) 会の解散

総会においては、議長又は副議長のうち1名、及び総会により選出された記録係のうち1名が署名した出席表を付した議事録が作成されねばならない。

第11条（会計監査役）

定例総会は、2名の会員を会計監査役として選出する。この2名は同時に運営委員であってはならない。

会計監査役の任期は次の定例総会における免責までとする。

事業年度において2名の監査役がともに欠けた時は、臨時総会にて選出されねばならない。

会計監査役は、常時出納の適正なることを確認し、定例総会で監査の結果を報告するものとする。

第12条（票決）

総会は、出席正会員および票決権の委任状も含めた単純多数決により決議する。

各家族（父母または保護する立場にある代理人者）は1会員とみなし、1票の議決権を有する。

準会員は総会に出席し傍聴できるが、議決権はない。

定款改正及び会の解散は、出席正会員の3分の2の多数決で議決する。

第13条（事業年度）

本会の授業年度は、4月1日に開始し、翌年の3月31日に終了する。

第1回目の事業年度は会の登記を以て開始する。

第14条（寄付）

本会の機関は、会の目的達成のため寄付募集に努力する。

第15条（会の資産及び偶発的利益の使用目的規定）

本会は定款第2条による公益目的のみ奉仕活動を行い、会の偶発的利益は、定款に適用目的のみに使用しなければならない。

全会員は、会の資産から如何なる利益も、また会員の資格に於いてその他の如何なる給付をも得てはならない。

退会者は、会の資産に対し如何なる請求権も有しない。

会の目的に沿わない支出、あるいは、適度な報酬によって利益を受ける者があってはならない。

第16条（運営規則）

本会の事業運営に必要な規則は、運営委員会が別途定めることができる。

第17条（解散）

本会の解散、廃止または公益目的を破棄する場合は、会の資産は教育の振興を目的とする公法上の法人、あるいはその他税法上優遇された団体に委譲されるものとする。

以上